

医療分野のビッグデータ活用

昔から暑さ寒さも彼岸までと言います。これから日に日に暖かさを増し、各地から桜の開花の便りが届くと思います。私の執務室の窓辺に飾った桜の盆栽は既に開花し、心和ます風情となっています。

国会は、参議院予算委員会で平成29年度政府予算案の審議が続いています。委員会では、森友学園への国有地払い下げに関連した質疑が連日行われ、16日には参議院予算委員会による現地調査も行われました。籠池氏の証人喚問が23日に予定されるなど、委員会審議の行方は分かりませんが、一日も早い参議院としての議決を望みたいと思います。

さて、政府は今国会に「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案」を提出しました。この法律案は、医療分野の研究開発を促進するため、個人の権利・利益の保護に配慮しつつ、複数の医療機関から治療や検査などの医療情報を収集し、安全に管理・匿名化を行い、円滑に提供できる仕組みを整備しようとするものです。

具体的には、高い情報セキュリティを確保し、十分な匿名加工技術を有するなどの一定の基準を満たし、医療情報の管理や利活用のための匿名化を適正かつ確実にを行うことができる事業者を国が認定する仕組みを設け、医療機関等は認定された事業者（認定匿名加工医療情報作成事業者）に対し、医療情報を提供できることとするものです。認定匿名加工医療情報作成事業者は、収集した医療情報を匿名加工し、医療分野の研究開発を行う研究機関等の利用者に提供することにより、治療効果や評価等に関する大規模な研究の実現につながるものと期待されています。

これまでも医療分野では、電子レセプト情報と特定健診等情報データベース（NDB）について、2011年から高いレベルでのセキュリティ要件を課したうえで、行政機関や研究者等に対してデータ提供し、医療費適正化という本来目的を超えて利用されています。更に、こうした有用なデータを広く国民に提供して活用するため、利用者の目的に応じて様々な用途に活用できるよう単純な集計表として、昨年10月に第1回の公表も行われたところでした。

また、医薬品の安全対策をより効果的に行うため、医療機関や製薬企業等からの副作用の自発報告に加え、全国10の拠点医療機関から1千万人規模の医療情報を収集し、データベースを整備する事業が進められています。

商業、マーケティングなど様々な分野ですでに「ビッグデータ」を利用し、施策や戦略立案に活用されています。医療分野のビッグデータをより有効に利活用することにより、健康寿命の延伸や健康長寿社会の実現に結びつくものと思います。